

長期優良住宅認定の手続きの手数料について R4.2.20改定

新潟市 建築部 建築行政課

● 認定申請手数料(法第5条)【表1】

新規	新築	増改築	
	品確法第6条の2に基づく「確認書等」を添付		
戸建住宅	13,100円	18,800円	
共同住宅※	2～5戸	22,600円	33,100円
	6～10戸	36,300円	53,600円
	11～25戸	59,500円	88,500円
	26～50戸	94,500円	141,000円
	51～100戸	143,600円	214,500円
	101～200戸	242,900円	363,500円
	201～300戸	307,200円	460,000円
	301戸以上	348,500円	522,000円

● 変更認定申請手数料(法第8条)【表2】

変更	新築	増改築	
	品確法第6条の2に基づく「確認書等」を添付		
戸建住宅	6,900円	9,700円	
共同住宅※	2～5戸	11,600円	16,900円
	6～10戸	18,500円	27,200円
	11～25戸	30,100円	44,600円
	26～50戸	47,600円	70,800円
	51～100戸	72,100円	107,600円
	101～200戸	121,800円	182,100円
	201～300戸	153,900円	230,300円
	301戸以上	174,600円	261,300円
戸建住宅 (R4.2.20施行前に 認定申請したもの)	6,400円	9,200円	

● その他の手数料(法第9条、10条、18条)

譲受人の決定	2,400円
地位の承継	2,400円
容積率の許可	160,000円

※ 共同住宅の認定は、住棟単位認定の場合は1申請あたりの金額となります。
住戸単位認定の場合は1戸につき、総戸数に応じ【表1】または【表2】に定める額を同時に申請する戸数で除した金額(100円未満切り捨て)となります。

注) 戸建住宅には併用住宅を含みます。

注) 建築確認を併願する場合は、確認申請手数料が加算されます。